

## 6.6 学位授与・課程修了の認定

### 進捗状況報告

修士学位、博士学位の審査の方法・体制は本学学位規程に則って行われている。理工学研究科独自のとりきめとしては、公正を期すために、審査員による口頭試験だけでなく、修士学位論文では修士論文発表会、博士学位審査では公聴会を開くことを義務づけている。さらに、一部の研究科においては、より審査の公正性、透明性を上げるために、博士前期課程、博士後期課程いずれにおいても、指導教員が主査にならず、関連分野の教授が主査になるシステムを採用している。これにより、より客観的に審査をすることが可能となる。さらに公開の中間報告会を行い、研究の進行状況を専攻全体で確認し、そこでの研究成果の達成度を確認しながら細やかな研究指導を行っている。

しかし、この体制は専門分野による違いもあり、すべての研究科で統一することは難しいと考えられる。生命科学専攻においては、学生への学位取得基準の透明性を明確にするため、修士学位については「国内での主たる学会（研究会レベルではなく全国レベル）」または「国際学会」での発表が取得要件となっている。博士学位については、学会発表に加えて、「あるレベル以上（インパクトファクターで設定）の査読付き欧文誌」での受理を取得要件としている。これらの取得要件を明確化することで、学生の学位取得に対する成果目標が明確になると考えている。これについても、専門分野によって研究内容が大きく異なるために、研究科全体で統一することは難しいと考えられるが、学生への学位授与の方針・基準を明確化するための体制作りについての検討をしていかなければならない。

### 学内第三者評価

修士学位、博士学位の審査の方法・体制は本学学位規程に則って行われている。

また、生命科学専攻の修士学位については「国内での主たる学会（研究会レベルではなく全国レベル）」または「国際学会」での発表が取得要件となること、博士学位については学会発表に加えて、「あるレベル以上（インパクトファクターで設定）の査読付き欧文誌」での受理を取得要件としていることなどとともに透明性を高めるためのいくつかの仕組みが設けられており、評価できる。